

# 松山市子ども・子育て支援事業計画 の点検・評価

平成29年2月21日

# 松山市子ども・子育て支援事業計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現及び「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、子ども・子育て支援法に基づき事業計画を策定する。

## 2. 計画の位置づけ

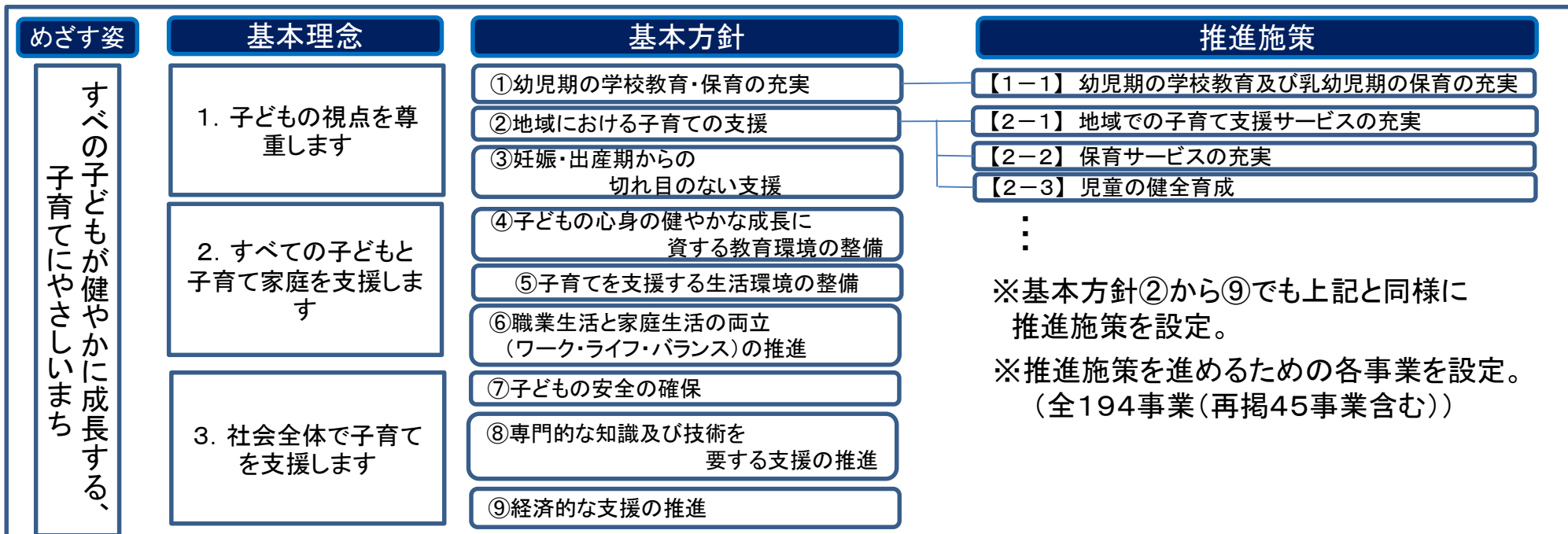
子ども・子育て支援法第61条に定められた市町村計画である。また、松山市総合計画を上位計画とし、本市の関連する個別計画と整合を図りながら、現行の「松山市次世代育成支援行動計画（後期まつやま子育てゆめプラン：平成22年度～平成26年度）」の内容を引き継ぎ、新たな次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置付けられている。

## 3. 計画の期間

平成27年度～平成31年度までの5か年とする。

## 4. 計画の体系

めざす姿、基本理念、基本方針の下に基本施策を設定し、国の基本指針にある子ども・子育て支援施策や、本市独自の施策等を体系別に定めている。



## 5. 量の見込みと確保施策

推進施策を進めるための事業のうち、新制度での給付対象となる教育・保育施設、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに、平成27年度から平成31年度までの5年間の「量の見込み」と、その見込みに対応する「確保方策」を各年度毎に記載している。

### (1) 教育・保育

○教育・保育提供区域 他計画を参考に、地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等を勘案し、**9区域**(※1)に設定。

○「量の見込み」及び「確保方策」(一部抜粋)

市内全体		1年目(27年度)			
		教育標準時間認定(1号)	3歳以上保育認定(2号)	3歳未満保育認定(3号)	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
		教育標準時間認定	保育認定	0歳	1, 2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		9,319人	3,932人	3,428人	
②確保の内容	特定教育・保育施設	3,113人	3,844人	605人	2,290人
	確認を受けない幼稚園	7,811人			
	地域型保育事業			51人	▲149人
②-①		1,605人	▲88人	326人	▲659人
				▲333人	

### (2) 地域子ども・子育て支援事業(※2)

○提供区域 基本は教育・保育提供区域と共通の9区域とするが、事業ごとに広域利用の実態が異なる場合は、実態に応じて事業ごとに設定した。

○「量の見込み」及び「確保方策」(一部抜粋)

利用者支援事業	1年目(27年度)	2年目(28年度)	3年目(29年度)
①量の見込み	5か所	5か所	5か所
②確保の内容	3か所	4か所	5か所
②-①	▲2	▲1	0

(※1) <9区域>

・**中心部**: 番町、八坂、東雲、素鷲、雄郡、新玉、味酒、清水 ・**北西部**: 宮前、三津浜、高浜、由良、泊 ・**北東部**: 湯山、日浦、五明、伊台、道後 ・**北部**: 和気、潮見、堀江、久枝  
 ・**東部**: 久米、小野、桑原 ・**北条**: 浅海、立岩、難波、正岡、北条、河野、粟井 ・**南部**: 石井、浮穴、荏原、坂本 ・**中島**: 睦野、東中島、西中島、神和 ・**西部**: 余土、垣生、生石、味生

(※2) 法定の13事業 ・利用者支援事業 ・児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業) ・延長保育事業 ・子育て短期支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業  
 ・養育訪問支援事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に関する事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業  
 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・妊婦一般健康診査事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の能力活用・参入促進事業(事業名変更)

## 1. 松山市子ども・子育て支援事業計画での記載

「松山市子ども・子育て支援事業計画」(以下「事業計画」という。)では、「第6章2計画の進捗状況の管理・評価」で、松山市子ども・子育て会議で、事業計画に基づく事業の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画の改善に努めることになっている。

### 【松山市子ども・子育て支援事業計画 第6章2(抜粋)】

事業計画に基づく施策を推進するため、松山市子ども・子育て会議にて、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況(公立の教育・保育施設に係る施策も含む)や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価します。事業計画策定後には、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

## 2. 事業計画にある事業や施策について

事業計画では、基本指針に沿って、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握したうえで、第5章で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその時期について定めている。

具体的には、提供区域ごとに、平成27～31年度までの5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込みと確保方を記載している。その他、目標値として、保育利用率(地域の満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定を確保する利用定員数の割合)や幼保連携型認定こども園の目標設置数とその時期について定めている。

また、第4章では、基本理念を実現するための9つの基本方針を設定し、総合的に施策を推進するため、上記の量の見込みを設定した事業も含め、関連する事業の概要と今後の方針を掲載している。

### 3. 後期まつやま子育てゆめプランでの点検・評価について

事業計画は、平成22～26年度を計画期間としていた「後期まつやま子育てゆめプラン(松山市次世代育成支援行動計画)」を継承し、平成27～31年度を計画期間とする、次世代育成支援対策推進法に基づく、「市町村行動計画」としても位置付けられている。

後期まつやま子育てゆめプランでは、後期次世代行動計画策定指針に基づき設定した16の事業について各年度の目標を設定しており、点検・評価は16事業を対象に委員(社会福祉審議会児童福祉専門分科会)の方に行っていただく5段階評価を基本に、分科会長と協議し最終評価を決定。なお、その他の事業については、各年度の数値目標等を設定しておらず、取組状況を報告していた。

～参考:評価結果(一部抜粋)～

#### 後期まつやま子育てゆめプラン 平成26年度評価結果

松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

##### 評価基準

- 5・・・計画に比して特に成果の顕著な事業
- 4・・・計画を上回る成果の認められる事業
- 3・・・計画どおりの成果が得られた事業(定型的な事業が執行された場合を含む。)
- 2・・・計画を下回る成果しか認められない事業
- 1・・・計画に比して特に成果の得られなかった事業
- 0・・・計画されていたにもかかわらず、事業自体が未実施
- ・・・もともと事業の実施が計画されていなかったため、評価不能

対象の事業は

- 1.通常保育事業、2.延長保育事業
- 3.休日保育事業、4.夜間保育事業
- 5.一時預かり事業、6.特定保育事業、
- 7.病児・病後児保育事業、
- 8.ショートステイ事業、
- 9.地域子育て支援拠点事業(ひろば型)、
- 10.地域子育て支援拠点事業(センター型)、
- 11.ファミリー・サポートセンター事業、
- 12.放課後児童健全育成事業、
- 13.養育支援訪問事業、
- 14.市立保育所の民間委託、
- 15.乳児保育事業、
- 16.児童館等管理運営(整備)事業

No.	事業名	担当課	H26目標	H26実績	評価点数
1	通常保育事業(施設整備)	保育・幼稚園課	67箇所 6,115人	66箇所 6,195人	4
2	延長保育事業	保育・幼稚園課	61箇所 1,085人	61箇所 1,325人	4

# ～後期まつやま子育てゆめプラン関係事業の平成26年度実施状況(一部抜粋)～

まつやま子育てゆめプラン関係事業の平成26年度実施状況							【参考】平成25年度実施状況		平成26年度実施状況	
事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	目標指標	H25実績	H26目標	H26実績				
6 トワイルイトステイ事業	子育て支援課	保護者の仕事等により、平日の夜間又は休日に家庭での保育に欠ける児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。他サービスとの連携など利用方法の周知に努め、利用を促進します。		0日		0日	平成23年度と同様の6施設で事業を実施しましたが、利用が少ない状況であるため、事業の周知と利用者の拡充に努めます。 児童養護施設4施設（愛媛慈恵会、親和園、松山信望愛の家、三愛園） 乳児院1施設（松山乳児院） 母子生活支援施設1施設（愛媛県母子生活支援センター） ○実施延べ日数 22年度：4日 23年度：0日 24年度：0日		平成24年度と同様の6施設で事業を実施しましたが、利用が少ない状況であるため、事業の周知と利用者の拡充に努めます。 児童養護施設4施設（愛媛慈恵会、親和園、松山信望愛の家、三愛園） 乳児院1施設（松山乳児院） 母子生活支援施設1施設（愛媛県母子生活支援センター） ○実施延べ日数 22年度：4日 23年度：0日 24年度：0日 25年度：0日	
12 地域子育て支援拠点事業（児童館型）	子育て支援課	未就学児とその保護者を対象に、児童館で「親子ふれあいタイム」を行います。交流スペースの提供、子育て相談その他遊びを通じた様々な活動を行います。子どもまのびのびと遊ばせながら保護者同士の交流をすることができます。		7箇所		7箇所	毎週火～金曜日の午前9時半から12時半まで、各児童館・児童センターで「親子ふれあいタイム」を開催しました。子育て中の保護者同士が交流する場所の提供や子育て相談、遊びを通じたふれあい活動などを行いました。		毎週火～金曜日の午前9時半から12時半まで、各児童館・児童センターで「親子ふれあいタイム」を開催しました。子育て中の保護者同士が交流する場所の提供や子育て相談、遊びを通じたふれあい活動などを行いました。	
13 子育て支援総合コーディネート事業	子育て支援課	多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、関係機関と連携をもちながら、情報提供、サービス利用の利便性向上及び円滑化等を図ります。関係機関との連携を強化するため、職員の調整能力等を更に高めます。					虐待やいじめ、不登校等の要保護児童等の家庭に対して、関係機関と連携しながら、ケースマネジメントや必要な情報提供等を行うなど、継続的な支援を行うよう努めました。 ○関係機関（学校・保育園・幼稚園・病院・児童相談所等）と連携した件数 4,712件 ○個別ケース検討会議 110回		虐待やいじめ、不登校等の要保護児童等の家庭に対して、関係機関と連携しながら、ケースマネジメントや必要な情報提供等を行うなど、継続的な支援を行うよう努めました。 ○関係機関（学校・保育園・幼稚園・病院・児童相談所等）と連携した件数 4,880件 ○個別ケース検討会議 109回	
14 子ども総合相談	子育て支援課 教育支援センター 事務所	教育・福祉両部門の子どもに関する相談支援機能を集約し、「松山市子ども総合相談」を設置しています。子どもに関する様々な問題や悩みを1箇所でお総合的に相談することができます。今後も相談体制の充実や職員のスキル向上を図ります。					虐待や非行、不登校など、支援を必要とする子どもたちやその保護者などからの相談に、教育と福祉が連携して取り組みました。 平成24年度の相談状況は、 教育相談室関係 12,393件 子育て支援相談室関係 4,194件（豊町の子育て支援相談室を除く。） 子ども総合相談 合計 16,587件		虐待や不登校、いじめ、問題行動など0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる相談窓口として、福祉と教育の2つの部局が業務を持ち寄り、連携して迅速かつ的確な初期対応に取り組みました。 平成25年度の相談状況は、 教育相談室 13,112件 子育て支援相談室 5,488件 合計 18,600件	
15 子育て支援サービスの周知	子育て支援課 保育課	地域子育て支援センター等の事業を紹介する冊子・公私立保育園の案内、児童福祉のしおりを公的機関の窓口、主任児童委員等に配布します。また、CSG子育て情報配信システムを活用して子育て情報を配信します。私立幼稚園等、民間の実施している子育て支援サービスの周知にも努めます。					（子育て支援課） えひめの子育て応援ブック「のびのび」を配布しました。妊娠～小学校まで子どもの成長に合わせた情報を幅広く掲載しています。また、子育てマップをリニューアルしました。市内の地図に子育て関連施設を分かりやすく掲載しています。 （保育課）平成24年7月より「保育相談窓口」を設置し、専任の保育士が保育所や幼稚園、認可外保育施設、子育て支援センター等の利用方法やサービス内容などの各種情報を提供しました。（来庁・電話にて相談） パンフレット「子育ての情報を提供します」を、保育所入所希望等に配布し、松山市内の子育て支援サービス事業の周知を行いました。		（子育て支援課） えひめの子育て応援ブック「のびのび」を配布しました。妊娠～小学校まで子どもの成長に合わせた情報を幅広く掲載しています。また、子育てマップをリニューアルしました。市内の地図に子育て関連施設を分かりやすく掲載しています。 （保育課）保育相談窓口で、専任の保育士が保育所や幼稚園、認可外保育施設、子育て支援センター等の利用方法やサービス内容などの各種情報提供のほか、必要に応じて関係機関、担当課等と連携しました。 リーフレットを配布し、子育て支援のサービスとともに保育相談窓口について周知しました。	



前年度(25年度)各課で記載した  
取組状況(参考)



各課での26年度を取組状況  
なお、昨年度からの数値を下回る  
場合には、その理由や課題、代替の  
取り組み等、各課でどのような  
アプローチをしているか実績状況の  
中に記載

～後期まつやま子育てゆめプランと事業計画で各年度の数値を設定した事業等一覧の比較～

後期まつやま子育てゆめプラン	松山市子ども・子育て支援事業計画
通常保育事業(施設整備)	幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の量の見込みと確保方策
延長保育事業	延長保育事業
一時預かり保育事業	一時預かり事業
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	地域子育て支援拠点事業 (1つの事業として左記事業+児童館型での合計の量の見込みと確保方策を設定)
地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	
児童館等管理整備(運営)事業	
ショートステイ事業	子育て短期支援事業
放課後児童健全育成事業	児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)
養育支援訪問事業	養育訪問支援事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に関する事業
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業
休日保育事業	設定なし(保育必要量(標準時間or短時間)の認定制度がはじまり、曜日や時間での事業区分が無くなり、制度上、認定制度に吸収された)
夜間保育事業	
特定保育事業	設定なし(保育短時間認定に制度上、吸収された)
乳児保育事業	設定なし(支給認定の区分(1~3号)に制度上、吸収された)
市立保育所の民間委託	設定なし(第4章の施策として記載)
(子ども・子育て支援新制度からの新規事業)	利用者支援事業
(基本指針で量の見込みと確保方策を設定することにされた事業)	乳児家庭全戸訪問事業
(基本指針で量の見込みと確保方策を設定することにされた事業)	妊婦一般健康診査事業
(基本指針で目標値を設定するよう求められた内容)	保育利用率
(基本指針で目標値を設定するよう求められた内容)	幼保連携型認定こども園の目標設置数及びその時期

両計画で各年度の  
数値を設定した事業  
(後期まつやま子育てゆめ  
プラン(11/16)、  
松山市子ども・子育て支援  
事業計画(9/14))

新制度開始により他制  
度に吸収された事業  
(後期まつやま子育てゆめ  
プラン(4/16))

事業計画では第4章の施策と  
して記載し直した事業  
(後期まつやま子育てゆめ  
プラン(1/16))

新制度開始からの事業  
+基本指針で量の見込み等  
や目標値を設定すること  
にされた事業や内容  
(松山市子ども・子育て支援  
事業計画(5/14))

※なお、事業計画の「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な事業者の能力活用・参入促進事業(事業名変更)」については、計画策定段階では、事業の詳細が示されておらず、量の見込みと確保方策の具体的な数値設定ができなかった。

- ▶ 後期まつやま子育てゆめプランで設定した16事業のうち15事業は、事業計画で数値を設定しているといえる。残りの1事業も目標値等の数値の記載は無いものの、第4章の施策として記載
- ▶ 事業計画で数値設定した残りの事業等(5/14)は、新制度開始に伴い始まった事業や基本指針で量の見込と確保方策や目標値を設定するよう求められた事業や内容

## 4. 事業計画の点検・評価の方法について

子ども・子育て支援法に基づく事業計画では、子ども・子育て支援法に係る現在の利用状況及び潜在的なニーズを含めた利用希望を把握したうえで、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を盛り込んでいる。

また、「後期まつやま子育てゆめプラン」で目標事業量を設定し、評価対象としてきた事業について、事業計画では第5章で、ほとんどの事業の量の見込みと確保方策を記載したところ。併せて、基本指針で示された保育利用率や幼保連携型認定こども園の移行に関する事項の新たな目標値を設定しているところ。

一方、第4章では、基本理念を実現するための9つの基本方針に関する施策を総合的に記載しており、各施策の事業概要と今後の方針を示している。

事業計画の内容やこれまでの経緯を踏まえ、点検・評価は以下のとおり行う。

- 第5章の量の見込みと確保方策（保育利用率及び幼保連携型認定こども園の移行数を含む）については、実績値と量の見込みや目標値と比較しながら、今後の確保方策について確認・検討していく必要があるため、各年度ごとに「進捗管理表」に基づき点検・評価を行うこととする。
- 「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な事業者の能力活用・参入促進事業（※1）」について、計画策定段階では、事業の詳細が示されていなかったため、量の見込み等は設定できていない状況。しかしながら、法定の地域子ども・子育て支援事業に含まれているため、同様に進捗管理表を作成し、点検・評価を行う。
- 第4章で記載している事業については、各年度の目標値等の設定はないため、これまでの計画の点検・評価の方法を踏まえ、前記の点検・評価とは別に、各事業の取り組み状況を報告することとしたい。



# 【第5章】進捗管理表(イメージ)

子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(平成27年度)

1 区分		担当課	
2 事業名			
3 事業内容			
4 事業実績	当該年度 予算額	千円	当該年度 決算額
			千円

【計画値と実績値】

計画		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	(参考) 平成25年度 実績
		(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	
計画	①量の見込み						
	②確保の内容						
	②-①						
実績	実績値						
	自己評価						

※ 自己評価の区分は次のとおりとする。  
◎…計画を上回る進捗状況 ○…計画とおりの進捗状況 △…計画を下回る進捗状況

【取組状況と今後の方針について】

- 第5章にある事業と目標値を対象とする。
- ・幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の量の見込みと確保方策
  - ・利用者支援事業 ・児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)
  - ・延長保育事業 ・子育て短期支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業
  - ・養育訪問支援事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に関する事業
  - ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業
  - ・病児・病後児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業
  - ・妊婦一般健康診査事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
  - ・多様な事業者の能力活用・参入促進事業(※1)
  - ・保育利用率 ・幼保連携型認定こども園の目標設置数及びその時期

各年度の予算と決算

各事業等の量の見込みと確保方策とその実施時期又は、各年度の目標値  
各年度の実績値及び自己評価  
(3段階: ◎…計画を上回る進捗状況、○…計画通りの進捗状況  
△…計画を下回る進捗状況)

各課での取組状況及び今後の方針について記載

※1 事業計画策定時は、国の資料では「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」とされていたが、事業名が変更された

# 【第4章】施策の状況確認(イメージ)

松山市子ども・子育て支援事業計画の基本施策と取り組み・事業 平成27年度実施状況						
推進施策	通称	事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	【参考】平成26年度実施状況	平成27年度実施状況
1-1						
1-1						
1-1						
1-1						
1-1						
1-1						
1-1	7					



既存事業については、参考として26年度の実施状況を記載(新規事業については、省略)毎年度更新



各課が各年度の取組状況を記載

# 点検・評価の体制について

特定の分野を専門的かつ効率的に審議するために、各部会で、以下の事項に関し、点検・評価、利用定員の設定等の協議を行うこととする。また、それぞれの部会に関する各事業の取組状況を事務局から報告することとする。

## (1) 教育・保育部会

- ① 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の量の見込み
- ② 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の提供体制の確保の内容と実施時期
- ③ 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的提供および推進に関する体制の確保に関する事項
- ④ 特定教育・保育施設の利用定員
- ⑤ 特定地域型保育事業者の利用定員
- ⑥ 地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」
  - ・利用者支援事業
  - ・一時預かり事業
  - ・延長保育事業
  - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
  - ・多様な事業者の能力活用・参入促進事業
- ⑦ 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

## (2) 地域子育て部会

- ① 地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」
  - ・地域子育て支援拠点事業
  - ・乳児家庭全戸訪問事業
  - ・養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
  - ・ファミリー・サポート・センター事業
  - ・病児・病後児保育事業
  - ・妊婦健康診査事業
  - ・子育て短期支援事業
  - ・児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)
- ② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項
- ③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

## 中間見直しと今後のスケジュールについて

今回お示した点検・評価を行うことで、事業計画で設定した量の見込み等と実績値が大きくかい離していることが確認できた場合は、要因の分析を検討したうえで、必要に応じて、事業計画の見直しをする必要がある。

平成29年1月27日に発出された、国の事務連絡(※)によれば、以下のスケジュールを想定しているとのことで、これに合わせて来年度の会議も開催していきたい。

### 国が想定する今後のスケジュール(イメージ)

平成28年度 (国) 【1月】内閣府より、自治体に対し見直しの考え方の提示 【3月】内閣府より、見直しの検討状況調査(各都道府県・市町村における教育・保育の量の見込みの見直し状況(4月中に中間とりまとめ)	(地方自治体) 【1月】市町村で見直しの方針を策定 市町村で教育・保育の量の見込みの見直し作業
平成29年度 【4月】内閣府で、教育・保育の量の見込みの見直し状況とりまとめ 【春頃】基本指針等の改正 【夏頃】内閣府で、教育・保育の量の見込みの改定状況とりまとめ(最終集計)	【4～6月】市町村で教育・保育の確保等の見直し作業  【秋から冬】市町村で計画の改定作業  【年度末】市町村で計画の見直し作業終了

### 松山市子ども・子育て会議の今後のスケジュール(イメージ)

- 【5月頃】 27年度の点検・評価と見直しに関する方針を検討
- 【7月頃】 28年度の点検・評価と見直しに関する方針を決定  
以降は見直しの有無にもよるが、秋以降に会議開催予定

(※) 内閣府事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方